

関市農業委員会総会議事録

場所：関市役所 大会議室

○議事日程

平成26年5月7日（水曜日）午前10時 開議

- (1) 議事録署名委員の指名
- (2) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- (3) 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について
- (4) 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について
- (5) 議案第4号 事業計画変更申請に対する意見について
- (6) 議案第5号 農用地利用集積計画の承認について
- (7) 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出について

○出席委員（32名）

2番 大竹 誠 君	4番 栗倉 秀夫 君	5番 小川 亮二 君
6番 深川 俊朗 君	7番 加藤 徹 君	8番 大澤 慶一 君
9番 沼田 久男 君	10番 天野 邦男 君	11番 兼村 正美 君
12番 石木 治男 君	13番 篠田 権三 君	14番 村井 雅之 君
15番 山田 公平 君	16番 山本 武 君	17番 足立 孝弘 君
18番 中村 睦明 君	19番 美濃羽 久 君	20番 鈴木 和道 君
21番 土屋 尊史 君	22番 土屋 顯弘 君	23番 丹羽 喜和 君
24番 相宮 千秋 君	25番 永井 博光 君	26番 野村 茂 君
28番 長屋 芳成 君	29番 日置 香 君	30番 藤川 勝 君
31番 村上 忠一 君	32番 伊佐地鐵夫 君	33番 川村 信子 君
34番 長尾 初恵 君	35番 岩田 幸子 君	

○欠席委員（2名）

3番 長尾 初恵 君 36番 武藤 隆夫 君

○委員以外の出席者

経済部長	坂井 一弘 君	農業委員会事務局長	玉田 和久 君
農業委員会事務局課長補佐	長尾 成広 君	農業委員会主任主査	田口 旭 君
洞戸事務所 係長	古田 考幸 君	板取事務所 係長	長屋 守世 君
武芸川事務所 主査	松井 信弘 君	武儀事務所 課長補佐	川島 友教 君
上之保事務所 係長	森 太桂弘 君		

午前10時00分 開会

○事務局課長補佐（長尾成広君）これから農業委員会総会を始めさせていただきます。まず、市民憲章のご唱和をお願いします。ご起立ください。

（市民憲章を唱和）

ありがとうございました。ご着席ください。はじめに深川俊朗会長からご挨拶をお願いします。

○議長（深川俊朗君）田植えが始まりましたが昨日、霜が降りたようです。農作物の管理も大変ですが気を付けていきたいと思えます。

5月11日に予定されている婚活パーティーですが、今回は男性24名、女性21名の参加申し込みがありました。人集めには皆様にもお骨折りいただきありがとうございました。

それでは、経済部長よりご挨拶いただきます。

○経済部長（坂井一弘君）

今日は、皆様に本年度の部としての約束をご紹介します。

「守りから攻めへ」をスローガンに掲げ、新たな農業改革に対応できる担い手の育成（関市の農業を知っていただくために、農業の現場を見学・体験したり、農産物を試食する「農業の魅力発見ナビ」事業の実施）、六次産業化の推進（機械の導入、推進への支援）、農村推進整備事業の実施（地域で実施計画を策定、着手、H30までに完了予定）をします。年度末には達成状況や実績を市民の皆様にご報告する予定です。

農業委員の皆様にもご理解・ご協力を賜りたいと考えていますのでよろしくお願いいたします。

○事務局長（玉田和久君）3月に入りまして寒いのか暑いのか分からない天気が続いております。

昨年末より政府の農業政策の転換（米の経営取得安定対策や直接支払制度等）が唱えられておりますが今のところ概要がつかめておりませんので、分かり次第、皆様にご説明させていただきたいと考えていますのでよろしくお願いいたします。

○議長（深川俊朗君）ただ今から関市農業委員会総会を開催します。本日は、34番 長尾初恵委員 が欠席ですが、会議規則第8条により委員の過半数の出席により総会が成立しました。

次に、議事録署名委員の指名を行います。

36番 武藤 隆夫委員、3番 東山 武司委員のお二人にお願いします。

これより、議案の審議に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請につきまして事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐（長尾成広君）農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので、審議を求めます。

農地法第3条の規定により、下記農地の申請がありましたので、審議を求めます。

議案は1ページからになります。

1番の案件は位置図が1ページになります。

所有権移転で申請地は、神野地内、今谷池の南東350mほどに位置する農振農用地である田、448㎡及び農振農用地でない田6筆、3603.61㎡並びに畑7筆、938.91㎡です。

譲受人は、会社員であり、武儀富之保から、機械を借りて、新規に農業経営をしたいというもの。譲渡人は、現在大阪に居住しており、農業経営が困難のため、譲受人の申し出に応じ譲り渡すというものです。

4月17日に現地確認をしたところ、農地性有りと確認しました。

なお、申請地は、最近耕作されておらず、ほ場整備をしたように整地してありますが、農地の間に水路（青道）が残っており、建設総務課に払下げ（用途廃止）申請の相談をされているようです。

11番の案件と同時許可案件になります。

2番の案件は位置図が2ページになります。

所有権移転で申請地は、倉知地内、サンサンシティマーゴの東340mほどに位置する農振農用地である田、1253㎡です。

譲受人は、農業経営を拡大したいというもの。譲渡人は、農業経営が困難のため、譲受人の申し出に応じ譲り渡すというものです。

4月18日に現地確認をしたところ、田で農地性有りと確認しています。

3番の案件は位置図が3ページになります。

所有権移転で申請地は、下有知地内、下有知保育園の南西200mほどに位置する農振農用地である田、1004㎡です。

譲受人は、農業経営を維持したいというもの。譲渡人は、譲受人の強い申し出に応じ譲り渡すというものです。

4月18日に現地確認をしたところ、田で農地性有りと確認しています。

4番の案件は位置図が4ページになります。

所有権移転で申請地は、下有知地内、JAめぐみの経済センターの北西150mほどに位置する田2筆、663㎡です。

譲受人は、農業経営の拡大を図りたいというもの。譲渡人は、農業経営が困難のため申請地を、譲り渡したいというものです。

4月18日に現地確認をしたところ、畑で農地性有りと確認しています。

5番の案件は位置図が5ページになります。

所有権移転で申請地は、下有知地内、長良川鉄道関下有知駅の北310mほどに位置する農振農用地である田、1103㎡です。

譲受人は、3番の譲渡人と同一人物であり、3番の案件で申請地の隣地の方の強い要望により1004㎡を譲り渡したため、今回、農業経営の規模を維持するために、申請地を譲り受けたいというもの。譲渡人は、高齢により農業経営が困難であったため申請地を、譲り渡したいというものです。

4月17日に現地確認をしたところ、田で農地性有りと確認しています。

6番の案件は位置図が6ページになります。

所有権移転で申請地は、下有知地内、長良川鉄道関下有知駅の北西480mほどに位置する農振農用地である田2筆、2777㎡です。

譲受人は、新規に農業経営をしたいというもの。譲渡人は、仕事が多忙のため、農業経営を縮小したいというものです。

4月17日に現地確認をしたところ、田で農地性有りと確認しています。

次の7番の案件と同時許可案件になります。

7番の案件は位置図が7ページになります。

使用貸借権の設定で申請地は、東本郷地内、東本郷公園の北西200mほどに位置する農振農用地である田、3022㎡です。

使用借人は、6番の案件の譲受人と同一人物で、農地を譲り受けるとともに、新規に農業経営をするため、申請地を借り受けたいというもの。使用貸人は、農業経営を縮小するため、使用借人の申し出に応じるというものです。

4月17日に現地確認をしたところ、田で農地性有り確認しています。

使用貸借の期間は、10年間としています。

6番の案件と同時許可案件になります。

8番の案件は位置図が8ページになります。

所有権移転で申請地は、側島地内、保戸島公民センターの南東260mほどに位置する農振農用地である田、4769㎡です。

譲受人は、農業経営の拡大をするため、競売により落札した申請地を譲り受けたいというものです。

4月17日に現地確認をしたところ、田で農地性有り確認しています。

9番の案件は位置図が9ページになります。

所有権移転で申請地は、池尻地内、池尻東集会所の北西150mほどに位置する農振農用地である田2筆、1120㎡です。

譲受人は、譲渡人の強い要望により、申請地の道水路を挟んで東隣にある自己所有の農地と譲渡人の所有する申請地との交換を行うというもの。譲渡人は、譲受人所有の農地と申請地を交換し、農業経営の拡大を図りたいというものです。

4月17日に現地確認をしたところ、田で農地性有り確認しています。

10番の案件と同時許可案件になります。

10番の案件は位置図が10ページになります。

所有権移転で申請地は、池尻地内、池尻東集会所の北西150mほどに位置する農振農用地である田4筆、2034㎡です。

この10番の案件は、交換のため9番の案件と譲受人、譲渡人が逆になります。

譲受人は、譲渡人所有の農地と申請地を交換し、農業経営の拡大を図りたいというもの。譲渡人は、譲受人の強い要望により、申請地の道水路を挟んで東隣にある自己所有の農地と譲渡人の所有する申請地との交換を行うというものです。

4月17日に現地確認をし、田で農地性有り確認しています。

11番の案件で位置図は11ページになります。

使用貸借権の設定で申請地は、武儀富之保地内祖父川公民館の南東250mほどに位置する畑2筆、538㎡です。

使用借人は、1番の案件の譲受人と同一人物で、農地を譲り受けるとともに、新規に農業経営をするため、申請地を借り受けたいというもの。使用貸人は、農業経営を縮小するため、使用借人の申し出に応じるというものです。

4月17日に現地確認をしたところ、畑で農地性有り確認しています。

使用貸借の期間は、10年間としています。

1番の案件と同時許可案件になります。

最後に、12番の案件は議案の6ページをご覧ください。訂正がございます。

経営面積の欄において、経営農地及び自作農地のところですが、ともに25.5aとあるところ、52.6aに訂正し、また貸付農地のところに27.1aとあるところは、0aに訂正をお願いいた

します。

使用貸借の解約の申請がありましたので訂正させていただきます。

位置図は12ページになります。

所有権移転で申請地は、武儀富之保地内、武儀東小学校の北東870mほどに位置する農振農用地である田、264㎡です。

譲受人は、申請地を譲り受け、農業経営の拡大を図りたいというもの。譲渡人は、農業経営が困難であったため申請地を、譲り渡したいというものです。

4月17日に現地確認をしたところ、田で農地性有りと確認しています。

以上、所有権移転に関するもの10件、使用貸借に関するもの2件につきまして、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えられるかどうか、よろしくご審議をお願いいたします。

○ 議長（深川俊朗君） 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の意見をお聞きします。

○ 10番（天野邦男君） 4番について異議ありません。

○ 3番（東山武司君） 1番について新たに農業をされる申請者が30代半ばでよいと思ったのですが、現場を確認すると笹や木が生えており、このような場所を買い受けて本当に農業されるのか疑問に感じました。申請地に関市の水路が走っているがどうするのかとか、基盤整備のやり直しみたいなことをしなければならないができるのか等、色々な問題がみえてきたので、許可は先延ばしにしたいです。

市から補足願います

○事務局課長補佐（長尾成広君） 東山委員の説明の補足をさせていただきます。今回の申請人が買い受けた住宅ですが、前任人が子の家に移り住むことになったため売買されることになった家であり、その際、土地も一緒に付随して売るという条件だったようです。

その農地は、実際使用されておらず、真ん中に市の水路が走っていますが、何も手続きされていません。

本来は、水路の払下げ処理が終わってから売買されるべきものではないかと考えます。

○ 議長（深川俊朗君） 東山委員と、市から説明がありましたが、この件に関しては、水路の問題が解決してから審議することにしていきたいので、今回は保留にしたいと思います。

○ 7番（加藤 徹君） 2番について異議ありません。

○ 9番（沼田久男君） 2番について異議ありません。

○ 8番（大澤慶一君） 3番について異議ありません。

○ 10番（天野邦男君） 5番について異議ありません。

○ 8番（大澤慶一君） 5番について異議ありません。

○ 10番（天野邦男君） 6番について異議ありません。

○ 16番（山本 武君） 6番、7番について異議ありません。

○ 12番（石木治男君） 7番について異議ありません。

○ 13番（篠田権三君） 8番について異議ありません。

○ 15番（山田公平君） 8番について異議ありません。

○ 16番（山本 武君） 9番、10番について異議ありません。

○ 3番（東山武司君） 11番については、1番と絡んで経営面積要件を満たすために申請されたものですので、こちらの案件も保留にしたいと思います。

○22番（土屋顯弘君） 12番について異議ありません。

○議長（深川俊朗君） 1番と11番につきましては、整理したうえで再度申請していただくことにします。それ以外で質疑のある方はございませんか。

（「なし」の声あり）

他に質疑もないようですので、これより採決いたします。議案第1号の10件につきまして、原案のとおり許可することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

以上、所有権移転に関するもの8件、使用貸借に関するもの2件につきまして、原案のとおり許可することといたします。

続きまして、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐（長尾成広君） 議案第2号 農地法第4条の規定により、下記農地の申請がありましたので意見を求めます。

農地法第4条の規定により、下記農地の申請がありましたので、意見を求めます。

議案は7ページからになります。

1番の案件で位置図は13ページになります。

申請地は、神野地内、関金山線神野交差点の北北西110mほどに位置する登記地目が畑、現況地目が宅地3筆、75㎡です。

申請人は、自宅前に駐車場がなく不便であったため、車庫を建築したいというものです。

4月17日に現地確認をしたところ、宅地であったため、始末書の添付があります。

農地の区分は、住宅、事業施設が連坦しているため、第3種農地と判断します。

2番の案件は位置図が14ページになります。

申請地は、西田原地内、交告歯科医院の北東120mほどに位置する農振農用地である田、2139㎡です。

申請人は、競売及び2月の総会にて3条許可により取得した申請地に、ビニールハウスを建設するため、山土50センチ、耕作土30センチを入れ嵩上げしたいというものです。

4月17日に現地確認をしたところ、畑で農地性ありと確認しています。

隣接農地の承諾書の添付があります。

3番の案件は位置図が15ページになります。

申請地は、志津野地内、東海環状自動車の富加関インターチェンジ北西650mほどに位置する登記地目が畑、現況地目が宅地、50㎡です。

申請人は、申請地に車庫を建築したいというものです。

4月17日に現地確認をしたところ、宅地であったため、始末書の添付があります。

隣接農地の承諾書の添付があります。

農地の区分は、住宅、事業施設等が連坦する区域に隣接する概ね10ha未満の農地に該当しているため、第2種農地と判断します。

4番の案件は位置図が16ページになります。

申請地は、段下地内、倉知小学校の西20mほどに位置する畑、261㎡です。

申請人は、相続により農地を取得したが、県外に居住し農業経営が困難のため、太陽光発電設備を整備したいというものです。

4月18日に現地確認をしたところ、畑で農地性ありと確認しています。

隣接農地の承諾書の添付があります。

農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため第3種農地と判断します。

5番の案件は位置図が17ページになります。

申請地は、巾1丁目地内、巾公民センターの東北東360mほどに位置する畑2筆、241㎡です。

申請人は、相続により農地を取得したが、県外に居住し農業経営が困難のため、太陽光発電設備及び倉庫を整備したいというものです。

4月18日に現地確認をしたところ、畑一部宅地であったため、始末書の添付があります。

農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため第3種農地と判断します。

6番の案件で位置図は18ページになります。

申請地は、小瀬地内、スーパー三心の北北西150mほどに位置する畑、218㎡のうち148.7㎡です。

申請人は、隣接地に居住しており、息子が自動車整備業を営むため、申請地に自動車整備場及び進入路を整備し、無償で貸し付けるというものです。

4月18日に現地確認をしたところ、畑で農地性ありと確認しています。

農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため第3種農地と判断します。

隣接農地の承諾書の添付があります。

使用貸借の期間は、20年間としています。

7番の案件は位置図が19ページになります。

申請地は、武儀中之保地内、多々羅公民館の北東150mほどに位置する農振農用地である田2筆、971㎡です。

申請人は、平成23年12月に申請地を取得しており、その2筆に高低差があり耕作しにくいいため、作業環境の改善を図るため、申請地の段差解消と嵩上げをしたいというものです。

4月17日に現地確認をしたところ、田で農地性ありと確認しています。

一時転用の期間は、26年10月末としています。

最後に8番の案件は位置図が20ページになります。

所有権移転で申請地は、武儀富之保地内、武儀東小学校の北東890mほどに位置する田、738.58㎡のうち130.49㎡です。測量図の添付があります。

申請人は、申請地の北側に居住しており、母屋が手狭になってきたため、申請地に離れを建設したいというものです。

4月17日に現地確認をしたところ、宅地であったため始末書の添付があります。

農地の区分は、第2種農地以外の農地に該当しないため、第2種農地と判断します。

以上8件について、ご審議をお願いします。

- 議長（深川俊朗君）事務局の説明が終わりましたので、担当委員の意見をお聞きします。
- 3番（東山武司君）1番について異議ありません。
- 4番（栗倉秀夫君）2番について異議ありません。
- 議長（深川俊朗君）3番について異議ありません。
- 4番（加藤 徹君）4番、5番について異議ありません。
- 16番（山本 武君）6番について異議ありません。

- 19番（美濃羽久君）7番について異議ありません。
- 22番（土屋顯弘君）8番について異議ありません。
- 議長（深川俊朗君）これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。
- 21番（土屋尊史君）全般的な話ですが、最近太陽光発電施設への転用が増えていますが、できるなら除草したうえでパネルを設置されるよう要望します。
- 議長（深川俊朗君）では、事務局から当事者へしっかり管理されるよう要望していただくこととします。それ以外で何か質疑はございますか。

（「なし」の声あり）

質疑もないようですので、これより採決いたします。議案第2号の1件につきまして、原案のとおり岐阜県知事に進達することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

それでは、議案第2号の農地法第4条第1項の規定による許可申請の意見につきましては、原案のとおり岐阜県知事に進達することといたします。

続きまして、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐（長尾成広君）農地法第5条の規定により、下記農地の申請があったので、意見を求めます。

1番の案件は位置図が21ページになります。

所有権移転で申請地は、肥田瀬地内、桜ヶ丘ふれあいセンターの西南西390mほどに位置する田、159㎡です。

譲受人は、不動産業を営んでおり、申請地が、周辺の住環境が良いため、申請地を譲り受け、宅地分譲したいというもの。譲渡人は、高齢により農業経営が困難になってきたため、譲受人の申し出に応じるというものです。

4月17日に現地確認をしたところ、田で農地性ありと確認しています。

農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため第3種農地と判断します。

2番の案件は位置図が22ページになります。

賃貸借権の設定で申請地は、肥田瀬地内、津保川新富津橋の北西300mほどに位置する農振農用地である田6筆、8893㎡です。

賃借人は、砂利採取業を営んでおり、申請地を借り受け、砂、砂利、玉石等の採取をしたいというもの。賃貸人は、賃借人の申し出に応じるというものです。

4月17日に現地確認をしたところ、田で農地性有り確認しています。

隣接農地の承諾書の添付があります。

賃貸借の期間は、許可日から18ヶ月としています。

3番の案件は位置図が23ページになります。

所有権移転で申請地は西神野地内、富野ふれあいセンターの東に位置する田、711.15㎡のうち665.95㎡です。測量図の添付があります。

譲受人は、関市であり、平成21年度に富野ふれあいセンターを整備したが、駐車場が手狭であったため、今般、4番の案件とともに申請地を取得し、来場者用の駐車場整備をしたいというもの。

譲渡人は、譲受人の申し出に応じ譲り渡すというものです。

4月17日に現地確認をしたところ、田で農地性ありと確認しています。

農地の区分は、住宅、事業施設が連坦しているため、第3種農地と判断します。

次の4番と同時許可案件になります。

4番の案件は位置図が24ページになります。

所有権移転で申請地は西神野地内、富野ふれあいセンターの東に位置する田、1099㎡のうち748.17㎡です。測量図の添付があります。

譲受人である関市は、富野ふれあいセンターの駐車場が手狭であったため、3番の案件とともに申請地を取得し、来場者用の駐車場整備をしたいというもの。譲渡人は、譲受人の申し出に応じ譲り渡すというものです。

4月17日に現地確認をしたところ、田で農地性ありと確認しています。

隣接農地の承諾書の添付があります。

農地の区分は、住宅、事業施設が連坦しているため、第3種農地と判断します。

5番の案件は位置図が25ページになります。

所有権移転で申請地は、大杉地内、大杉公民館の北北東240mほどに位置する畑、840㎡です。

譲受人は、現在申請地の西隣に両親と居住しているが、手狭になってきたため、申請地を譲り受け自己のための住宅を建築したいというもの。譲渡人は、農業経営が困難になってきたため、譲受人の申し出に応じるというものです。

4月17日に現地確認をしたところ、田で農地性ありと確認しています。

隣接農地の承諾書の添付があります。

農地の区分は、住宅、事業施設が連坦しているため、第3種農地と判断します。

6番の案件は位置図が26ページになります。

所有権移転で申請地は、居敷町地内、片倉グラウンドの西70mほどに位置する登記地目が田、現況地目が畑、224㎡です。

譲受人は、刃物製造会社であり、従業員駐車場が土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）に指定されたため、今般申請地を譲り受け、駐車場を整備したいというもの。譲渡人は、譲受人の申し出に応じ譲り渡すというものです。

4月18日に現地確認をしたところ、畑で農地性ありと確認しています。

農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため第3種農地と判断します。

なお、事業計画変更申請の1番の案件と同時許可になります。

7番の案件は位置図が27ページになります。

所有権移転で申請地は、下有知地内、下有知南部公民センターの北東170mほどに位置する畑、487㎡です。

譲受人は、現在居住している賃貸住宅が、手狭になってきたため、申請地を譲り受け自己のための住宅を建築したいというもの。譲渡人は、譲受人の申し出に応じ譲り渡すというものです。

4月18日に現地確認をしたところ、畑で農地性ありと確認しています。

隣接農地の承諾書の添付があります。

農地の区分は、住宅、事業施設が連坦しているため、第3種農地と判断します。

8番の案件は位置図が28ページになります。

使用貸借権の設定で申請地は、倉知地内、下倉知公民館の南50mほどに位置する畑一部雑種地214㎡です。

使用借人は、現在親と同居しており、手狭になってきたため、父親である使用貸人から、申請地を借り受け自己のための住宅を建築したいというもの。使用貸人である父親は、息子である使用借人の申し出に応じ貸し付けるというものです。

4月18日に現地確認をしたところ、雑種地一部畑であったため、始末書の添付があります。隣接農地の承諾書の添付があります。

農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため第3種農地と判断します。

9番の案件は位置図が29ページになります。

賃貸借権の設定で申請地は、倉知地内、雇用促進住宅小屋名宿舍南東210mほどに位置する田5筆、4935㎡です。

賃借人は、砂利採取業を営んでおり、申請地を借り受け、砂、砂利、玉石等の採取をしたいというもの。賃貸人は、賃借人の申し出に応じるというものです。

4月18日に現地確認をしたところ、田で農地性有りを確認しています。

賃貸借の期間は、許可日から1年間としています。

農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため第3種農地と判断します。

10番の案件は位置図が30ページになります。

所有権移転で申請地は、倉知地内、南ヶ丘小学校の南南西830mほどに位置する登記地目が畑、現況地目が原野、855㎡です。

譲受人は、飛行機部品の製造会社の子会社で、親会社の駐車場が手狭になってきたため、申請地を譲り受け、親会社への貸駐車場として整備したいというもの。譲渡人は、譲受人の申し出に応じ譲り渡すというものです。

4月17日に現地確認をしたところ、原野であったため始末書の添付があります。

農地の区分は、第2種農地以外の農地に該当しないため、第2種農地と判断します。

11番の案件は位置図が31ページになります。

使用貸借権の設定で申請地は、下有知地内、今宮公民センターの北320mほどに位置する畑一部宅地396㎡です。

使用借人は、現在賃貸住宅に居住しており、家族が増えて手狭になってきたため、祖母である使用貸人から、申請地を借り受け自己のための住宅を建築したいというもの。使用貸人である祖母は、孫である使用借人の申し出に応じ貸し付けるというもの。

4月18日に現地確認をしたところ、畑一部宅地であったため、始末書の添付があります。

農地の区分は、住宅、事業施設が連坦しているため、第3種農地と判断します。

使用貸借の期間は、20年間としています。

12番の案件は位置図が32ページになります。

所有権移転で申請地は、堅切北地内、堅仙房公民センターの南東240mほどに位置する田15筆、5264.38㎡です。

譲受人は、不動産業を営んでおり、申請地が利便性の高い土地であることから、申請地を譲り受け、宅地分譲敷地として整備したいというもの。譲渡人らは、譲受人の申し出に応じ譲り渡すというものです。

4月18日に現地確認をしたところ、田で農地性ありを確認しています。

農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため第3種農地と判断します。

13番の案件は位置図が33ページになります。

所有権移転で申請地は、小瀬地内、三洋堂新関店の南西310mほどに位置する登記地目が畑、現況地目が宅地、11㎡です。

譲受人は、飲食業を経営するため、申請地を譲り受け、飲食店倉庫を整備したいというもの。譲渡人は、遠方に居住し、農業経営が困難のため、譲受人の申し出に応じ譲り渡すというものです。

4月18日に現地確認をしたところ、宅地であったため始末書の添付があります。

農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため第3種農地と判断します。

なお、次の14番の案件と同時許可になります。

14番の案件は位置図が34ページになります。

所有権移転で申請地は、小瀬地内、三洋堂新関店の南西350mほどに位置する畑、500㎡です。

譲受人は、飲食業を経営するため、申請地を譲り受け、飲食店駐車場を整備したいというもの。譲渡人は、遠方に居住し、農業経営が困難のため、譲受人の申し出に応じ譲り渡すというものです。

4月18日に現地確認をしたところ、畑で農地性ありと確認しています。

農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため第3種農地と判断します。

なお、13番の案件と同時許可になります。

15番の案件で位置図は35ページになります。

賃貸借権の設定で申請地は、小屋名地内、国道156号の小屋名交差点南西180mほどに位置する農振農用地である田8筆、6144㎡及び田、633㎡です。

賃借人は、砂利採取業を営んでおり、申請地を借り受け、砂、砂利等の採取をしたいというもの。賃貸人は、賃借人の申し出に応じるというものです。

4月18日に現地確認をしたところ、田で農地性ありと確認しています。

隣接農地の承諾書の添付があります。

賃貸借の期間は、許可日から1年間としています。

16番の案件は位置図が36ページになります。

使用貸借権の設定で申請地は、小屋名地内、西部保育園の南東250mほどに位置する登記地目が田、現況地目が宅地、586㎡です。

使用借人は、現在賃貸住宅に居住しており、家族が増え手狭になってきたため、母である使用貸人から、申請地を借り受け自己のための住宅を建築したいというもの。使用貸人である母は、息子である使用借人の申し出に応じ貸し付けるというものです。

4月18日に現地確認をしたところ、宅地であったため、始末書の添付があります。

農地の区分は、住宅、事業施設が連坦しているため、第3種農地と判断します。

使用貸借の期間は、20年間としています。

最後に17番の案件は位置図が37ページになります。

所有権移転で申請地は、武儀富之保地内、武儀東小学校の北東890mほどに位置する田、1592.58㎡のうち1146.09㎡です。測量図の添付があります。

譲受人は、申請地の周りに高い障害となるものがないことなどから、申請地を譲り受け、太陽光発電施設を整備したいというもの。譲渡人は、農業経営が困難のため、譲受人の申し出に応じ譲り渡すというものです。

4月17日に現地確認をしたところ、田で農地性ありと確認しています。

農地の区分は、第2種農地以外の農地に該当しないため、第2種農地と判断します。

なお、4条8番の案件と同時許可になります。

以上、所有権移転に関するもの11件、使用借権の設定に関するもの3件、賃貸借権の設定に関するもの3件、計17件につきまして、ご審議をお願いいたします。

- 議長（深川俊朗君） 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の意見をお聞きします。
- 2番（大竹 誠君） 1番、2番について異議ありません。
- 3番（東山武司君） 3番、4番について異議ありません。
- 4番（栗倉秀夫君） 5番について異議ありません。
- 7番（加藤 徹君） 6番について異議ありません。
- 8番（大澤慶一君） 7番について異議ありません。
- 9番（沼田久男君） 8番、9番、10番について異議ありません。
- 10番（天野邦男君） 11番について異議ありません。
- 11番（兼村正美君） 12番について異議ありません。
- 16番（山本 武君） 13番、14番について異議ありません。
- 17番（足立孝弘君） 15番、16番について異議ありません。
- 22番（土屋顯弘君） 17番について異議ありません。
- 議長（深川俊朗君） これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑もないようですので、これより採決いたします。議案第3号の17件について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

以上、所有権移転に関するもの11件、使用借権の設定に関するもの3件、賃貸借権の設定に関するもの3件、計17件につきまして原案のとおり岐阜県知事に進達することといたします。

続きまして、議案第4号事業計画変更申請に対する意見につきまして事務局からの説明を求めます。

○事務局課長補佐（長尾成広君） 農地転用許可後の事業計画変更申請がありましたので、意見を求めます。

議案は24ページになります。

1番の案件は位置図が38ページになります。

申請地は、居敷町地内、片倉グラウンドの西70mほどに位置する登記地目が田、現況地目が畑、224㎡です。

当初事業計画者は、昭和61年1月28日5条転用許可により、貸駐車場用地として整備する予定でしたが、その後、利便性や採算性が見通しがたたなくなったため、計画を中止したというもの。承継者は、申請地の近隣にある刃物製造会社であり、その従業員駐車場が土砂災害特別警戒区域に指定されたことにより、駐車場が利用できなくなるため、当初事業計画者より、申請地を譲り受け、駐車場を整備したいというものです。

4月18日に現地確認をしたところ、田で農地性ありと確認しています。

なお、5条転用許可申請の6番の案件と同時申請になります。

以上、1件につきまして、ご審議をお願いいたします。

- 議長（深川俊朗君） 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の意見をお聞きします。
- 7番（加藤 徹君） 1番について異議ありません。
- 議長（深川俊朗君） これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑もないようですので、これより採決いたします。議案第4号の1件について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

以上、議案第4号の1件につきまして原案のとおり岐阜県知事に進達することといたします。

続きまして、議案第5号 農用地利用集積計画の承認につきまして事務局からの説明を求めます。

○課長補佐(長尾成広君) 関市長より、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画の承認を求められたので、意見を求めます。

議案は25ページからになります。

賃貸借権の設定に関するもの109筆、使用貸借権の設定に関するもの30筆 計139筆の、84件について、承認を求められています。

更新が94筆、新規が45筆で、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

地目は、田が139筆で、計23,871㎡です。

地区は、黒屋、保明、下有知、広見、東本郷、武芸川町、小野、富之保の8地区です。

設定を受ける者は、鶴飼富男 さんほか、計9者です。

以上、農用地利用集積計画の承認につきまして、ご審議をお願いいたします。

○議長(深川俊朗君) 事務局の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑もないようですので、これより採決いたします。議案第5号の農用地利用集積計画について、原案のとおり許可することといたします。

続きまして、報告第1号農地法第18条第6項の規定による届出について事務局からの説明を求めます。

○事務局課長補佐(長尾成広君) 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出 賃貸者の合意解約の届出について、説明させていただきます。

今回1件の届出があります。議案は39ページになります。

番号1の案件は賃借人が三輪 幸博です。

下有知地内の田2筆、663㎡です。

合意解約日及び土地引き渡し日は、平成26年4月16日です。

以上をもちまして議案の審議は全て終了いたしました。その他について事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐(長尾成広君) 次回の総会は6月6日午前10時からの予定です。

また、5月の主な行事予定は、5月16日が転用申請等受付締切日で、5月19日、20日が転用申請等現地確認日で5月28日が農業会議答申日です。

○議長(深川俊朗君) これをもちまして閉会といたします。ご苦労様でございました。

午後11時00分 閉会

本日の会議の顛末を記録し、相違ないことを証するためここに署名する。

議 長 関市西神野6 4 1 番地

印

3 3 番 関市西田原9 1 5 番地 3

印

3 4 番 関市上之保8 1 5 4 番地

印
